

5 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第 8 条第 2 項第 3 号関係)

5-1 届出対象行為

景観計画区域内において届出が必要な行為および規模は、以下のとおりとする。

表 5-1 届出が必要な行為と対象となる規模

届出対象行為		規模	
		丸亀城歴史エリア	その他のエリア(※9)
建築物 (景観法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為)	新築・増築・改築・移転	・軒高が 7m を超え、または延べ床面積が 500 m ² を超えるもの	・軒高が 13m を超え、または延べ床面積が 1,000 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの	
工作物 (景観法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為)	新設・増築・改築・移転	・高さが 10m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、その地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m)を超えるもの	・高さが 13m(当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、その地盤面から当該工作物の上端までの高さが 13m)を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕・模様替・色彩の変更	・上記の規模を超えるもので、当該変更にかかる部分が外観の過半を超えるもの	
開発行為(※8) (景観法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為)	・面積が 1,000 m ² を超え、または法面および擁壁の高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超えるもの		

※8: 開発行為: 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為

※9: その他のエリア: 海・島嶼エリア、臨海エリア、都心エリア、周辺市街地エリア、田園エリア、山麓エリア、

5-2 景観形成基準

届出が必要な行為について守るべき基準「景観形成基準」をエリア区分に応じて以下のとおりとする。

1 魅力的な風景やまち並みをつくる

項目	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア (眺望景観を配慮する範囲)	周辺市街地エリア (眺望景観を配慮する範囲)	田園エリア (眺望景観を配慮する範囲)	山麓エリア (眺望景観を配慮する範囲)
周辺景観	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を保全し活かすよう工夫し、海や山への展望景観や川・水際景観に配慮する。 建物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、周辺の景観と調和したものに作る。 	<ul style="list-style-type: none"> 島の緑や海など周辺の自然景観と調和したものに作るため、建物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 海など周辺の自然景観と調和したものに作るため、建物の高さ、屋根の形態、素材や色彩等に配慮する。 					
眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀城への眺望を阻害しないよう配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 丸亀城歴史エリアに近接する沿道は眺望景観に留意し、建物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着いた上質なものにする。 特に建物頭頂部（最上層部と屋根や屋上突出物）はすっきりしたデザインとなるよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀城への眺望景観に留意し、建物の高さやデザイン、色彩等を調整し、城下町丸亀のイメージを高めるよう、落ち着いた上質なものにする。 特に建物頭頂部（最上層部と屋根や屋上突出物）はすっきりしたデザインとなるよう工夫する。 眺望景観を配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる飯野山や青ノ山への眺望景観に配慮する。 眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる飯野山や城山（きやま）、綾歌三山への眺望景観や、周辺の田園やため池風景との調和に配慮する。 眺望景観を配慮配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から山への眺望景観を阻害しないよう、建物の配置・規模・形態や色彩に配慮する。 眺望景観を配慮する範囲では、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した配置や形態意匠・色彩等にする。
歴史的なまち並み	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまち並みや寺社など建築物が残る場所では、その歴史的なたたずまいに調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的な集落周辺では伝統的な落ち着いたたたずまいに調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 金毘羅街道など歴史的な道筋では、その歴史的なたたずまいに調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 金毘羅街道など歴史的な道筋では、その歴史的なたたずまいに調和させる。 建物低層部は、場所に依りて、にぎわいや潤いある通りをつくるよう、低層部の建物用途やデザインを工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建物の配置や高さ、屋根の形態、素材や色彩等を、城下町のまち割りを生かし、周辺の歴史的なたたずまいと調和したものに作る。 植栽や塀など敷地のデザインを工夫し、内濠を介した丸亀城との一体感の形成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的道筋や集落などではそのまち並みの持つ雰囲気や趣を保全・活用し、調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落などではそのまち並みの持つ雰囲気や趣を保全・活用し、調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 山麓集落などではそのまち並みの持つ雰囲気や趣を保全・活用し、調和させる。
公共空間	<ul style="list-style-type: none"> 学校など地域の文化・公共施設周辺では、町の顔、人の集まる場所として魅力的な景観形成に配慮する。 安全・快適で潤いある通りづくりに寄与するよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路沿いなどでは圧迫感を与えないように配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交差点部では、建築物のデザインやオープンスペースの演出によって魅力的な街角をつくるよう工夫する。 				
造成・緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の周辺等に残る良好な緑は保全に留意するとともに、効果的な植栽により、まち並みや通りの潤いづくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 島の自然を守り活かすよう、造成にあたっては緑の保全に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水際に立地する施設は緑化等により海になじむ景観づくりに配慮する。 			<ul style="list-style-type: none"> 造成にあたっては緑の保全に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 造成にあたっては緑の保全に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 造成にあたっては緑の保全に留意する。

2. 色合いや風合いに配慮する

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア	周辺市街地エリア	田園エリア	山麓エリア
建築物外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和し風景になじむ色彩を用いる。 壁面などの大きな面積の色彩は彩度を抑える。 外壁や屋根などには経年変化を考慮して仕上げ材料を選ぶ。 建築物もしくは工作物の着色していない石材、木材、土壁、レンガ、ガラス材等によって仕上げられる部分の色彩はこの限りではない。また、蛍光塗料は使用しないこと。 	彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとする。 壁面の素材や色彩は、丸亀城への眺望景観に留意し、色彩等を調整する。 彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や屋上の素材や色彩は、丸亀城からの見え方に配慮したものとする。 彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、4以下 Y(黄)系は、2以下 その他の色相は、1以下 ただし各壁面見付面積の1/20以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 	彩度は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、6以下 Y(黄)系は、4以下 その他の色相は、2以下 ただし各壁面見付面積の1/5以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。
建築物屋根		なし	なし	なし	無彩色もしくは明度5以下	なし	なし	なし
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 電波塔などの工作物は、形態意匠や色彩を周辺の風景になじむものとする。 	彩度は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> R(赤)、YR(橙)系は、3以下 Y(黄)系は、2以下 その他の色相は、1以下 ただし各壁面見付面積の1/10以下の範囲で使用される部分の色彩はこの限りではない。 						

3. 敷際やオープンスペースを魅力あるものにする

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア	周辺市街地エリア	田園エリア	山麓エリア
外構	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面した敷地の囲いは、圧迫感や閉鎖感の強いものを避け、快適な通りづくりに寄与するよう努める。 歴史的市街地では、塀などの伝統的な敷際デザインを保全し、連続性を確保する。 場所に応じて、壁面後退やオープンスペースを確保し、歩行者空間を快適なものにする。 			<ul style="list-style-type: none"> 樹木や建築物等の外観への照明は、周辺の景観との調和や連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通りに面した壁面は、圧迫感や閉鎖感を与えないよう、開口部のデザインや材質を工夫する。 			
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な植栽によって、市街地の緑化と通りの潤いづくりに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の造成や建物の配置を工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> さぬき浜街道沿道では、中津万象園や中津海岸とつながる緑地軸を形成するよう、緑化につとめる。 					<ul style="list-style-type: none"> 出来る限り既存の樹木を保全するよう敷地の造成や建物の配置を工夫する。

4. 建物付帯施設・設備を調和のとれたものにする

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア	周辺市街地エリア	田園エリア	山麓エリア
駐車場、駐輪場、ごみ置き場、受水槽、各種屋外機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物に付帯する設備は、通りなど周辺の景観になじむよう設置場所や見え方に配慮し、とくに屋上や通りに面した設備機器などは、囲いなどのデザインや色彩を工夫する。 ・ 通りに面した駐車場・駐輪場やゴミ置き場などは、囲い、舗装、植栽などを工夫し、上屋は建物との一体的なデザインに配慮する。 ・ 車や自転車が周辺にあふれ出さないように十分な台数を確保する。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀城への眺望や城からの展望を阻害しないよう、屋上設備の囲いや色彩を調整する。 			

5. 広告やサインを周辺景観に調和させる

	共通	海・島嶼エリア	臨海エリア	都心エリア	丸亀城歴史エリア (眺望景観配慮エリア)	周辺市街地エリア (眺望景観配慮エリア)	田園エリア (眺望景観配慮エリア)	山麓エリア (眺望景観配慮エリア)
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩を使用しない。 ・ 広告物等の数や大きさは、周辺景観を阻害しないよう必要最小限のものとする。 ・ 広告物等は、建物や外構と一体的にデザインする。 ・ 周辺のスケール感を逸脱した形態や色彩とならないよう配慮する。 ・ 点滅や映像など可変性のある広告物等は、城や丘陵への眺望に配慮し、建築物屋上や高所への配置は避ける。建物低層部や道路沿道に設ける際は、周辺の景観との調和に配慮する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ さぬき浜街道沿道では、中津万象園や中津海岸とつながる幹線道路沿道の形成推進に影響を与えないよう、広告物の乱立を避ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸亀城への眺望の障害となるような屋上広告物の設置を控える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内濠に面した広告物の設置を控える。 ・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態意匠・色彩等にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 眺望景観配慮エリアでは、エリア内の独立峰への眺望を阻害しないよう配慮するとともに、独立峰とともに望見されることに配慮した広告物の設置位置や形態意匠・色彩等にする。

5-3 良好な景観の形成のための広告物の制限に関する事項

(丸亀市景観条例関係)

良好な景観の形成に影響を及ぼすものとして、景観計画区域内での広告物(※10)の表示等の行為について、丸亀市景観条例の規定により届出を必要とする。

景観計画区域内において届出が必要な行為および規模は、以下のとおりとする。

届出対象行為	規模	
	都心エリア、丸亀城歴史エリア	その他のエリア
広告物(※10)の表示、移転若しくはその内容の変更又は設置、改造若しくは過半を超える色彩の変更	・高さが10m(屋外広告物が建築物や工作物(以下「建築物等」という。)と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面からの当該広告物の上端までの高さが10m)を超え、または表示面積の合計が25m ² を超えるもの	・高さが10m(屋外広告物が建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その地盤面からの当該広告物の上端までの高さが13m)を超え、または表示面積の合計が100m ² を超えるもの

※10：屋外広告物法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

《参考》対象とする広告物の種類

(1) 建物利用広告物

- 屋上広告物：建物の屋上や庇のうえに、または屋上の工作物に取り付けられるものをいう。
屋上の階段室、昇降機塔その他これらに類する物の壁面に表示されるものも含む(屋上広告板、屋上広告塔)
- 壁面広告物：建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、または取り付けられたものをいう
(塗り書きサイン、浮き出しサイン、電光表示板、壁面広告板等)

(2) 独立広告物

- 敷地内広告物：建物敷地(建物敷地と一団となっている土地を含む)内に設置されている広告物で、仮設的、臨時的な広告物に該当しないもの(敷地内広告塔、敷地内広告板、サインポール)
- 野立広告物：建物敷地外の土地に設置される広告板、広告塔で、仮設的、臨時的な広告物に該当しないもの(野立広告塔、野立広告板)